

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No.14
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 商船三井 代表取締役社長執行役員 芦田 昭充
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【報告義務発生日】	平成21年7月1日
【提出日】	平成21年7月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	本店所在地移転のため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	関西汽船株式会社
証券コード	9152
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京 大阪

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社 商船三井
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	大阪市北区中之島三丁目6番32号

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和17年12月28日
代表者氏名	芦田 昭充
代表者役職	代表取締役社長執行役員
事業内容	海運業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務部財務企画グループ グループリーダー 丸山卓
電話番号	03-3587-7034

(2)【保有目的】

提出者は、提出者グループのフェリー事業の更なる効率化のための諸施策を効果的に進めていくため、提出者と発行者とのより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保を図ることを目的として発行者株式をほゆうしております。提出者はかかる目的に資する方策として発行者を完全子会社化するため、次の重要提案行為を行うことを予定しております。すなわち提出者は、

発行者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、発行者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること。

発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法108条第1項 第7号に規定する事項についての定めを言います。以下同じ。)を付す旨の定款変更をすること。

全部取得条項の付された普通株式の取得と引換えに別個の種類が発行者株式を交付すること、及び

上記乃至 を付議議案に含む臨時株式総会(以下「本臨時株主総会」と言います。)を開催すること及び上記 について全部取得条項が付される発行者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会を本臨時株主総会と同日に開催することを要請する予定です。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	61,060,114		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 61,060,114	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		61,060,114
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成21年7月8日現在)	V	68,531,200
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		89.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		89.10

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当事項なし

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	6,284,803
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	6,284,803

【借入金の内訳】

該当事項なし

【借入先の名称等】

該当事項なし